

地域共生社会の実現に向けて ～ Social Inclusion and Diversity ～

定塚由美子さん（厚生労働省社会・援護局長）

本日の話	問題意識
☐ これまでの福祉施策を地域共生社会を目指して変え、つないでいく （福祉政策のこれからのコンセプト） ☐ 昨年改正し今年4月施行の「社会福祉法」 ☐ 地域づくりとともに進める ☐ 企業のダイバーシティ戦略にも組み込みたい	☐ 制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題の存在（複合課題、制度の狭間...） ☐ 社会的孤立・社会的排除への対応 ☐ 「支え手側」と「受け手側」が固定化 ☐ 地域の「つながり」の弱まり ☐ 地域の持続可能性の危機

各 制 度 の 変 遷					
	高齢者施策	障害者施策	子育て関係施策	生活保護・生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
1989	ゴールドプラン ・施設整備量等の整備目標を設定				
1990	福祉8法改正 ・在宅福祉サービスの位置付けの明確化				
1993					福祉活動参加指針
1994	新ゴールドプラン		エンゼルプラン		
1995		障害者プラン			
1998					社会福祉基礎構造改革 ・社会福祉サービスの利用方法 ・社会福祉法人の在り方 ・利用者の権利擁護の方策
2000	介護保険法施行 ゴールドプラン21		新エンゼルプラン		社会福祉事業法等改正 ・「社会福祉法」に改称 ・第1条の目的規定と第4条（「地域福祉の推進」を明記） ・地域福祉計画を位置づけ ・利用者保護のための制度の創設
2001			待機児童ゼロ作戦		
2003		改正身体・知的障害者福祉法施行 ・支援費制度開始 「措置」から「契約」による利用者制度の変更	次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て応援プラン		
2005	介護保険制度改正 ・新予防給付の創設 ・地域支援事業・地域密着型サービス・地域包括支援センターの創設 等	障害者自立支援法 ・3障害（身体・知的・精神）の一元化 ・利用者本位のサービス体系に再編 ・就労支援の抜本的強化 等		自立支援プログラム導入	

各 制 度 の 変 遷 (続 き)					
	高齢者施策	障害者施策	子育て関係施策	生活保護・生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
2008			新待機児童ゼロ作戦		
2010			子ども・子育てビジョン		安心生活創造推進事業
2012	改正介護保険法施行		子ども・子育て関連三法		報告書
2013	・地域包括ケアシステムの推進 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス創設 ・総合事業の創設	障害者総合支援法施行	・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設 ・認定こども園制度の改善 ・地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点など)	生活保護法改正 ・就労による自立の促進 ・不正・不真正受給対策の強化 ・医療扶助の適正化 ↓ 施行	
2014	医療介護総合確保推進法 [介護保険法の改正] ・在宅医療・介護連携の推進 ・生活支援サービスの充実・強化 ・予防給付を地域支援事業に移行 ・新しい総合事業の創設等 ↓ 施行	・難病患者等への対象拡大 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化 ・地域移行支援の対象拡大 ・地域生活支援事業の追加		生活困窮者自立支援法制定 ・生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規定 ↓ 施行	
2015			新たな福祉の提供ビジョン		社会福祉法改正 ・社会福祉法人の地域貢献
2016		障害者総合支援法改正 ・障害者の望む地域生活の支援	母子保健法改正 ・子育て世代包括支援センターの法定化		
ニッポン一億総活躍プラン					
「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置					

目指す「地域共生社会」

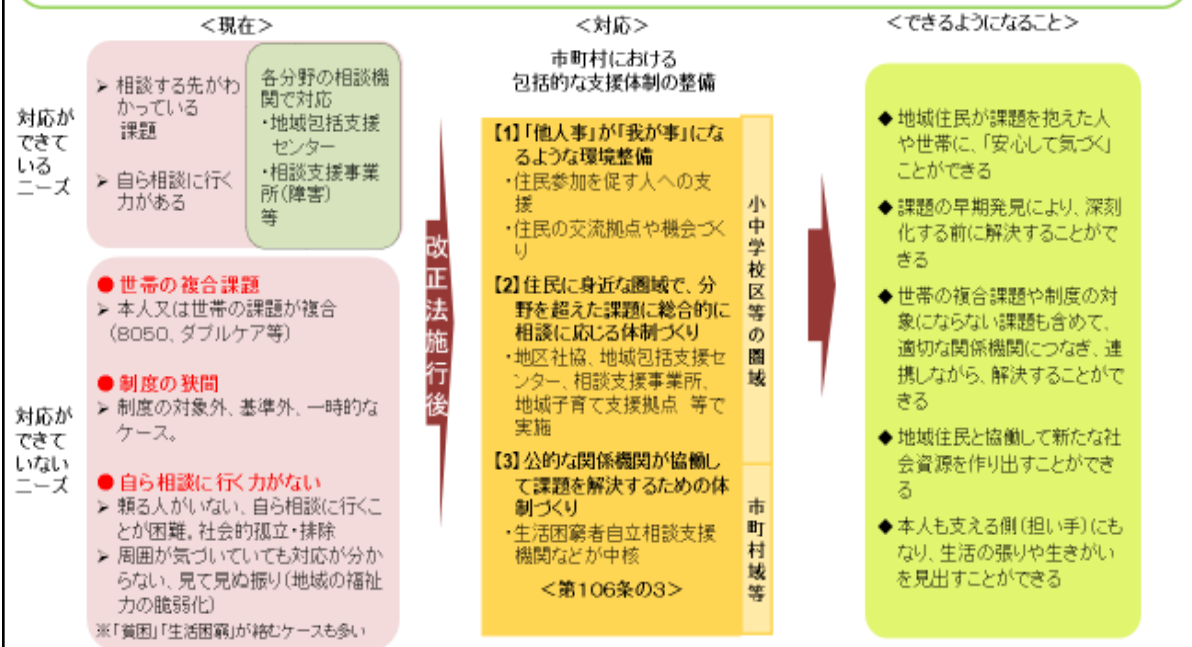
- 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
 - 地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、
 - 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、
 - 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
- ◆今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」

「我が事・丸ごと」の地域共生社会実現に向けた3つの観点



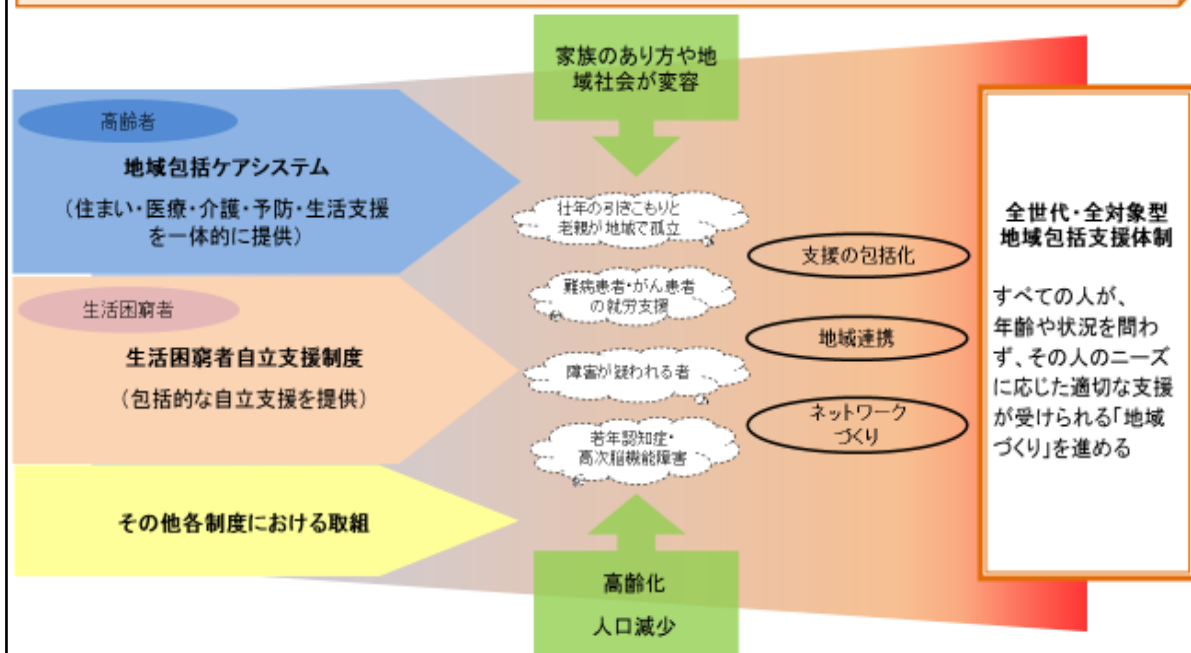
「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

- ◆ 高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立(時には排除)しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う。
- ◆ 既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。



新しい地域包括支援体制の構築

- これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進している。
- 今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうしたコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズを掘り取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していく。

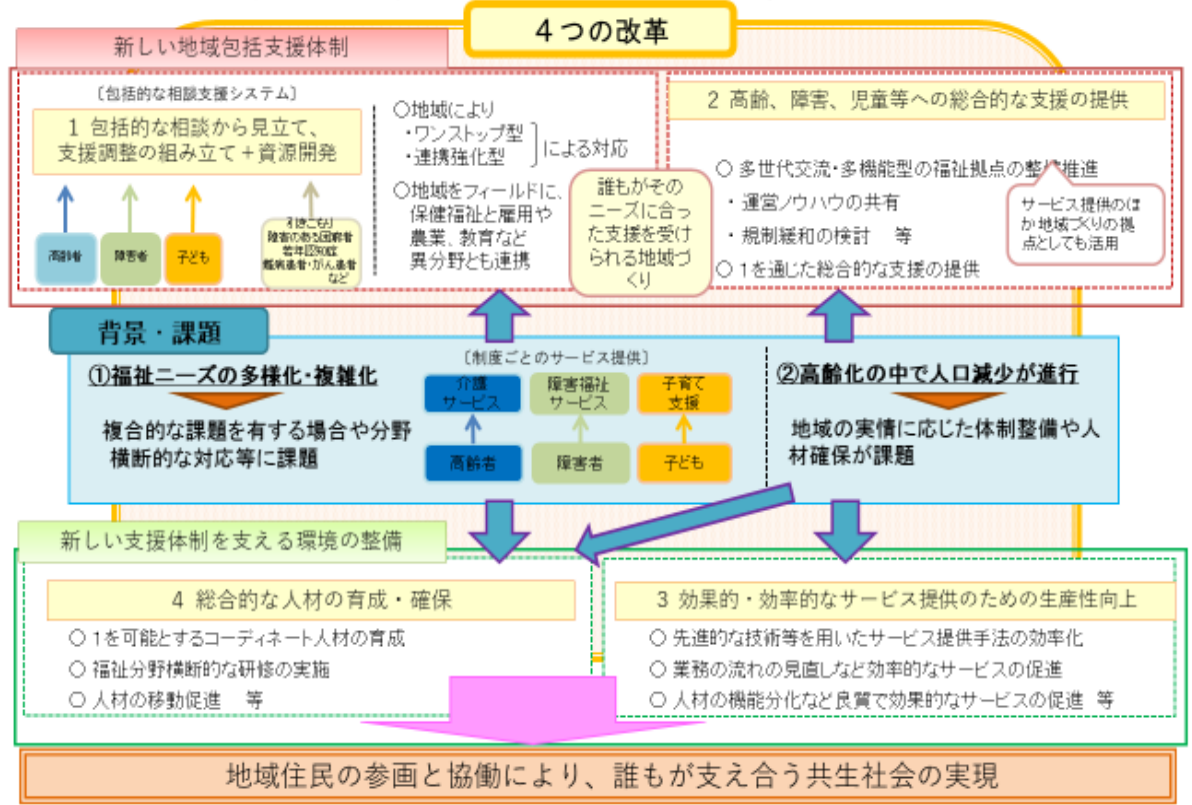


「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「**新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン**」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「**ニッポン一億総活躍プラン**」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「**我が事・丸ごと**」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出
「**地域共生社会**」の実現に向けて(当面の改革工程)を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立
- 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「**社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針**」の策定・公表及び関連通知の発出

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

(平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)



ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

4.「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向 (4)地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、**支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し**、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 (地域力強化検討会) 構成員名簿

構成員氏名	所属	構成員氏名	所属
相田 義正	新橋区民生児童委員協議会 会長	土屋 幸己	公益財団法人さわかび福祉財団 戦略アドバイザー
朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	中 恵美	金沢市地域包括支援センターとひろめ センター長
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長	永田 祐	同志社大学社会学部社会学科 准教授
奥山 千鶴子	特定非営利活動法人リーのりの 理事長	野澤 和弘	毎日新聞 編集委員
越智 和子	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長	◎原田 正樹	日本福祉大学 学長補佐
片山 睦彦	藤沢市 福祉部長	福本 伶	下関市保健部・下関市立下関保健所 所長
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長	藤山 浩	鳥取県中山間地域研究センター 研究開発部長
鴨崎 貴泰	特定非営利活動法人 日本ファンドレイジング協会 事務局長	堀田 聡子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
菊本 圭一	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 代表理事	前田 小百合	三重県立総合医療センター 地域連携センター長
勝部 武俊	一般社団法人財団法人社会福祉協議会 副代表	横山 美江	社会福祉法人富山県市民社会福祉協議会 主任幹事 (富山県市町村健康福祉推進協議会 主任幹事) (第一層生活支援コーディネーター)

(勤務時・50音順)
(◎は住民)

介護離職 ゼロの実現

安心した生活（地域課題の解決力強化と医療・福祉人材の活用）

⑨ 地域共生社会の実現

「一億総活躍プラン」より抜粋

【国民生活における課題】

高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要。

医療・福祉人材の確保に向けて、新たな資格者の養成のみならず、潜在有資格者の人材活用が必要。また、これにより、他の高付加価値産業における人材確保を同時に達成することが必要。

・有資格者のうち資格に係る専門分野で就業していない者の割合：
保育士 約6割（2015年度・推計）
介護福祉士 約4割（2013年度・推計）

【今後の対応の方向性】

支え手側と受け手側に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す。あわせて、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。また、支援の対象者ごとに縦割りとなっている福祉サービスの相互利用等を進めるとともに、一人の人材が複数の専門資格を取得しやすいようにする。

【具体的な施策】

- ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPOなどが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。
- ・多様な活躍、就労の場づくりを推進するため、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなどの環境整備を進める。
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする。
- ・育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。
- ・医療、介護、福祉の専門資格について、複数資格に共通の基礎課程を設け、一人の人材が複数の資格を取得しやすいようにすることを検討する。

年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標
地域課題の解決力強化／福祉サービスの一体的提供／総合的な相談支援体制づくり		設備・人量基準や報酬体系の見直しを検討	検討結果を踏まえた対応を実施										2020年～2025年を目途に：地域課題の解決力を強化する体制 全国展開 総合的な相談支援体制 全国展開
医療、介護、福祉の専門資格における共通の基礎課程の検討・実施		共通の基礎課程の検討・実施	新たな共通の基礎課程の具体案について検討・協議										2021年度：新たな共通の基礎課程の実施
資格認定状況について、資格ごとに検討・協議。可能な資格から単位認定を実施		資格認定状況について、資格ごとに検討・協議。可能な資格から単位認定を実施											
資格認定状況について、資格ごとに検討・協議。可能な資格から単位認定を実施		資格認定状況について、資格ごとに検討・協議。可能な資格から単位認定を実施											
資格認定状況について、資格ごとに検討・協議。可能な資格から単位認定を実施		資格認定状況について、資格ごとに検討・協議。可能な資格から単位認定を実施											

地域力強化検討会中間とりまとめの概要 ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

【現状認識】

・少子高齢・人口減少
→地域の存続の危機
→人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
・課題の複合化・複雑化
・社会的孤立・社会的排除
・地域の福祉力の脆弱化

【進めている取組】

・地方創生・地域づくりの取組
・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

【今後の方向性】

○地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成
①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
○生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒**くらしとこを「丸ごと」支える**
○**地域の持つ力と公的な支援体制が協働**して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】

・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりえず丸ごと」

受け止める場を設けるべき【2】

・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付くのは住民
・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気にならなくても声をあげることができないままにせざるを得ない

・例えば、地区協議、市区町村協議の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における包括的な相談支援体制

・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○協働の中核を担う機能が必要【3】

・例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億 ※平成28年度に26自治体で実施、自立相談支援機関、地域包括支援センター、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。)

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○地域福祉計画の充実

・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
・支え手側と受け手側に分けない(一億プラン)

○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報の共有が難しい。

4. 自治体等の役割

○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法

○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)の概要 ～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

総論(今後の方向性)

- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ
- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造

各論1 市町村における包括的な支援体制の構築

【1】他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能

○3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例
・福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材(地域の宝)をつなげる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
・障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
・地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらう。

○地域づくりを推進する財源等の例
・事業の一体的な実施による各分野の補助金等の柔軟な活用、共同基金におけるテーマ型基金や市町村共同基金委員会の活用、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人の地域公益的取組、企業の社会貢献活動等

【2】「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりえず丸ごと」受け止める場

○住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点

- ・担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。
- 例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが窓口担当からサポートする方法
- 例2: 地域包括支援センターのプラザを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法
- 例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法
- 例4: 診療所や療養のソーシャルワーカーなどが相談窓口を担うだけでなく、地域の様々な相談を助けていく方法
- ・民生委員、保護司等の地域の関係者から、情報が入る体制を構築する。

【3】市町村における包括的な相談支援体制

○市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点

- ・支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
- ・支援チームによる個別事業の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に向かい、③新設する等の対応が考えられる。
- ・生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出して、

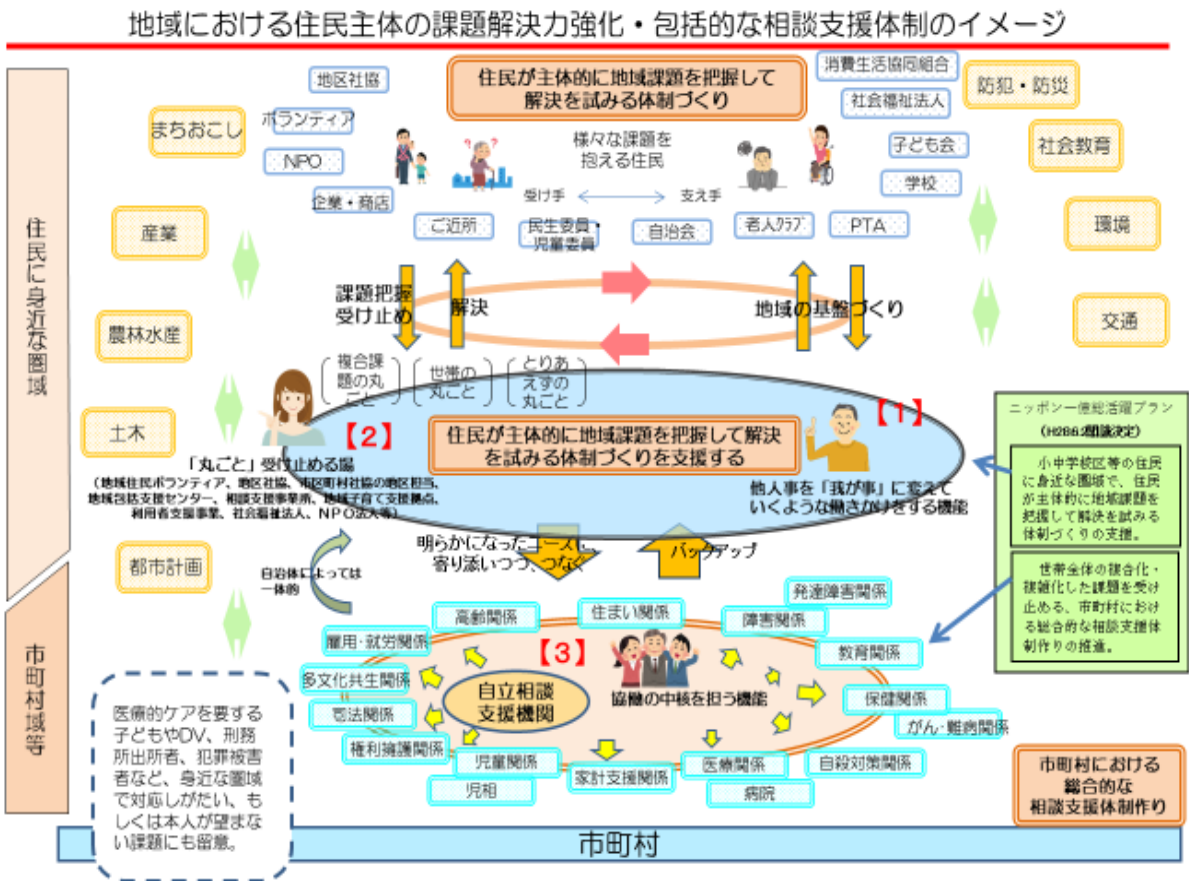
各論2 地域福祉(支援)計画

○各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例
・福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
・高齢、障害、子ども等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
・制度の狭間の問題への対応のあり方
・共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
・居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
・市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、権利擁護のあり方
・高齢者、障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
・各福祉分野・福祉以外の分野の圏域の考え方・関係の整理
・地域づくりで資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
・役所内の全庁的な体制整備

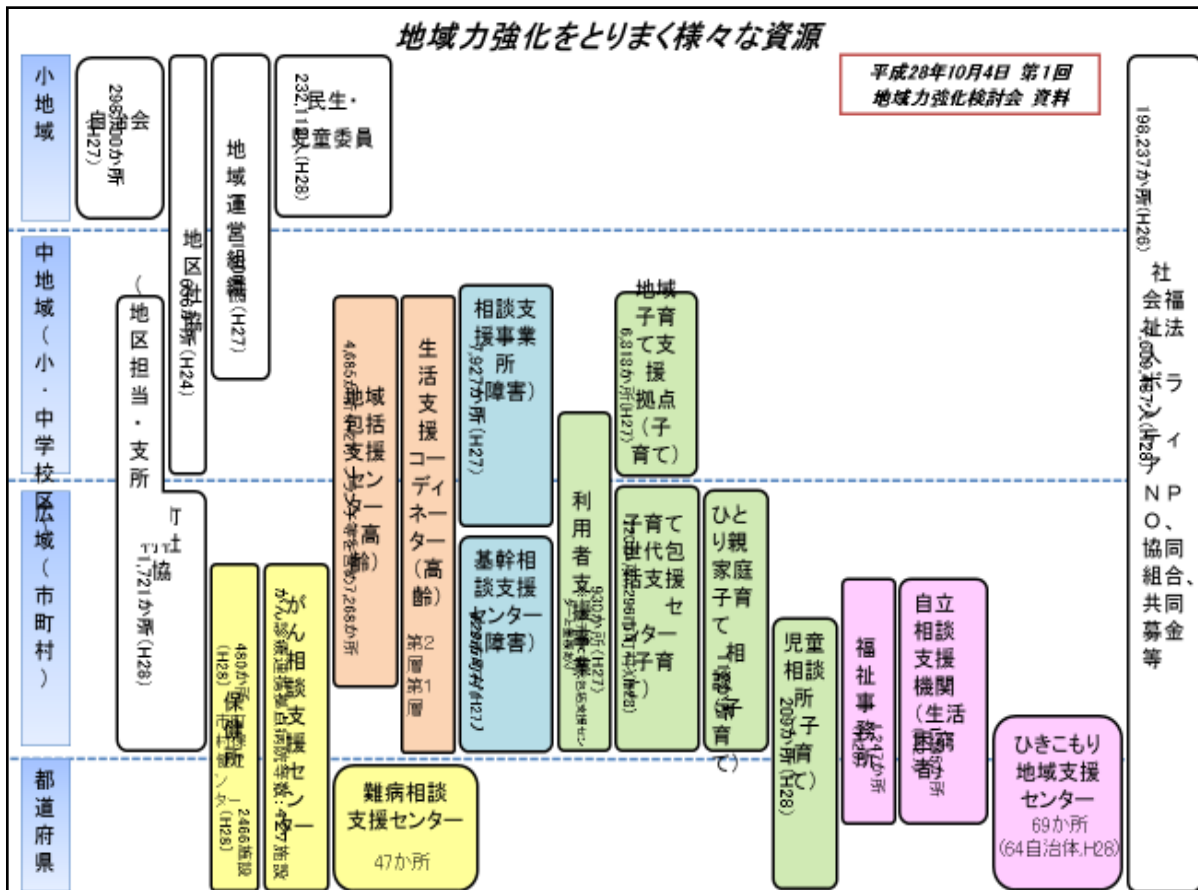
○計画策定に当たっての留意点
・狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
・他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる、一体的に策定するなどの方が考えられる。
・成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

各論3 自治体、国の役割

○市町村→包括的な支援体制の整備について、責任をもって進めていく。地域福祉計画として関係者と合意し、計画的に推進していくことが有効。
○都道府県→単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案、市町村への技術的助言
○国→指針等の作成で終わることなく、「我が事・丸ごと」の人材育成、プロセスを重視した評価指標の検討、財源の確保・あり方についての検討



地域力強化をとりまく様々な資源



改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(※)

(※) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(概要)

(平成29年12月12日付け子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号・厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

はじめに(P1～7)

- 地域共生社会の実現が必要
 - ・福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠。
 - ・地域共生社会の考え方や地域福祉推進の目的は相通するものであり、地域福祉の推進が求められている。
 - ・社会福祉法改正後も平成14年の社会保障審議会福祉部会のとおりまともに掲げられた考え方の重要性・必要性に変わりはない。
 - ・他方、地域力強化検討会 最終とりまとめで示された5つの視点(①共生文化、②参加・協働、③予防的福祉の推進、④包括的支援体制、⑤多様な場の創造)を重視しながら取組を推進していく必要。
 - ・地域福祉計画の策定プロセスなども活用し、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

第一 社会福祉法改正の趣旨について(P8～12)

(1) 法第4条第1項関係(地域社会の一員として様々な活動に参加する機会とは「与えられる」→「確保される」)	(5) 法第106条の2関係(相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へとつなぐ)
(2) 法第4条第2項関係(地域福祉の推進の理念の明確化(地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する))	(6) 法第106条の3第1項関係(市町村における包括的な支援体制の整備の推進(市町村の努力義務))
(3) 法第5条関係(福祉サービスに当たらない地域福祉の取組との連携)	(7) 法第107条、第108条関係(市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の充実(努力義務化、記載事項の追加等))
(4) 法第6条第2項関係(地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化)	

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について(P13～28)

1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項	(1) 実施内容 (2) 留意点
2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項	(1) 実施内容 (2) 留意点
3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項	(1) 実施内容 (2) 留意点
4 市町村における包括的な支援体制の構築に対する都道府県の支援について	

社会福祉法第百六条の三第二項に基づく指針(大臣告示)の補足

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29～52)

1 市町村地域福祉計画	(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 (2) 計画策定の体制と過程
2 都道府県地域福祉支援計画	(1) 支援計画に盛り込むべき事項 (2) 支援計画の基本姿勢 (3) 支援計画策定の体制と過程

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について（法第106条の3第1項関係）（P13～28）

- 1から3は、地域において必要となる機能・取組を示したものであり、同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じて様々な方法が考えられる。また、それぞれ「点」として個々に実施するのではなく、「面」として連携させて実施していくことが必要。
- 地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

住民に身近な地域	1 「住民に身近な地域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握・解決を試みることでできる環境の整備に関する事項 （法第106条の3第1項第1号関係） ＜P13～22＞	● 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 ● 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ● 地域住民等に対する研修の実施 ● 地域の課題を地域で解決していくための財源等（地域づくりに資する事業の一体的実施、共同基金によるテーマ型基金、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組、企業の社会貢献活動との協働等）
市町村域	2 「住民に身近な地域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項 （法第106条の3第1項第2号関係） ＜P22～25＞	● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備（担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議） 前例：地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会が専門的職員の常駐とする方法 前例：地域包括支援センターのプランナーを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法 前例：自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法 前例：診療所や病院のソーシャルワーカーなどが巡回調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法 ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知（担い手、場所、役割等） ● 地域の関係者（民生委員・児童委員、保護司等）等との連携による地域生活課題の早期把握 ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築（3の支援体制と連携）
都道府県域	3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項 （法第106条の3第1項第3号関係） ＜P25～28＞	● 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援 ● その際、協働の中核を担う機能が必要（担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議） ＜展開の例＞ ● 地域づくりや、働く場や参加する場の創出を意図した相談支援体制は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関が福祉以外の分野とつながりながら、中核を担う場合が多い。 ● 個別支援を中心に展開する体制は、住民に身近な地域にある地域包括支援センターなどが地域住民と顔の見える関係をつくりながら中核を担う場合に見られる。 ● 庁内外の連携体制の構築や情報共有の仕組みづくりは、自治体が組織体制の見直しを含めて体制整備に着手 ● 支援に関する協議及び検討の場（既存の場の拡充、新たな場の設置等） ● 支援を必要とする者の早期把握（2の体制や地域の関係者、関係機関との連携） ● 地域住民等との連携（公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働）
	4 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について、＜P28＞	● 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等（医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等）への支援体制を市町村と連携して構築 ● 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン（P29～52）

1 市町村地域福祉計画＜P29～42＞	2 都道府県地域福祉支援計画＜P43～52＞
(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 ＜P29～33＞ ア 様々な課題を抱える者の就業や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちづくり、商工、農林水産、土木、防災・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項 イ 高齢、障害、子ども子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項 ウ 制度の抜本的な課題への対応の在り方 エ 生活困窮者などの各分野横断的に関係する者に対応できる体制 オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方 キ 就業に困難を抱える者への横断的な支援の在り方 ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方 ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項 ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合） ⑥ その他 ※下線部分は、今後の法改正により追加された記載事項 (2) 計画策定の体制と過程（主な項目） ・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など ＜計画策定の体制と過程に関する追加内容等＞ ・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進していくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策として考えられること ・他の計画との調和を図る具体的方法の例（見直しの時期を揃える、一体的に策定する等）	(1) 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項 ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 ＜P43～47＞ コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養育者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方 サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方 シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用 ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握・解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための園地と、各福祉分野の園地や福祉以外の分野の園地との関係の整理 セ 地域づくりに関する官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同基金等の取組の推進 ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制 タ 全庁的な体制整備 ② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項 ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項 ④ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項 ⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項 ⑥ その他 ※下線部分は、今後の法改正により追加された記載事項 (2) 支援計画の基本姿勢 (3) 支援計画策定の体制と過程 ・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など ・福祉以外の分野（成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等）の計画の内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置付けるなどの地域福祉計画の積極的活用 ・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮（必要に応じ分科会、WGを設置）

